

# 令和5年度 環境配慮契約法建築物専門委員会（第2回）

## 議事録

出席委員：赤司委員、時田委員、成田委員、原委員、前川委員、宮田委員、三橋委員、  
百田委員、野城委員（座長）（五十音順、敬称略）  
（伊香賀委員ご欠席）

1. 日 時 令和5年10月12日（木）15時00分～17時00分

2. 場 所 Web会議及びインテージ秋葉原ビル12階会議室

事務局： 本日はお忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和5年度第2回環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なお発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は、環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の福井よりご挨拶申し上げます。

環境省（福井総括補佐）： 環境省環境経済課で総括をしております福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員のみなさまにおかれましては、大変お忙しい中、本日、第2回環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会にご参加いただきまして、ありがとうございます。前回8月の専門委員会でもございましたけれども、大変熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。本日の専門委員会の中では、前回のご意見を踏まえまして、主に建築物の維持管理に係る契約の実施率向上に向けた方策、データ計測・分析によるベンチマークなどの活用の推奨、発注者向けの省エネ、脱炭素化に関する情報提供といった、今後の取組の方向性を事務局の方で整理させていただいたという状況でございます。全体として、国においてカーボンニュートラルを踏まえたかたちでの率先実行は非常に重要なものだと考えておまして、その手段のひとつとして環境配慮契約法の重要性が増しているというふうに認識をしております。私どもの方では、地球温暖化対策計画、政府実行計画などの関連計画とも整合を取って、連携した取組を進めていければというふうに考えてございます。こちらの専門委員会の方は、本日を含めまして合計2回の開催ということになっておまして、本日ご議論いただいた結果については、11月

6日に基本方針の親検討会を予定しておりますので、その場でご報告をさせていただければと考えております。委員のみなさま方におかれましては、本日も忌憚のないご意見をいただければ大変幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：(Webシステム説明：省略)

事務局： 以降の議事進行を野城座長にお願いいたします。

野城座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は3つの議題がございます。「建築物に係る契約に関する検討事項について」がメインでございますけれども、あと「検討スケジュールについて」「その他」になっております。事務局からご紹介がございましたように、(1)が本年度の専門委員会の検討事項取りまとめ案になります。まず資料2をご説明いただきまして、続きまして前川委員から参考資料をご提示いただいておりますので、それについてご説明いただきます。その後、委員のみなさまのご質問、ご意見を伺うということにいたします。それでは、事務局より資料2の説明をお願いいたします。

#### ◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、17時までの2時間を予定しております。

#### ◇配布資料の確認

事務局：それでは資料の確認をいたします。

#### 配 布 資 料

- 資料1 令和5年度環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会委員名簿
- 資料2 建築物専門委員会における検討事項について(案)  
—建築物専門委員会とりまとめ—
- 資料3 令和5年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール(案)
- 参考資料1 前川委員提出資料

### 3. 議 事

#### (1) 建築物に係る契約に関する検討事項等について

環境省：(資料2説明：省略)

前川委員：（参考資料説明：省略）

野城座長： ありがとうございます。今いただきました参考資料も、とりまとめ案の審議をしながら、併せて意見交換をしていきたいと思えます。ご説明いただきましたように、本年度の検討事項は資料 2 の 17 ページに 3 つ書いてございます。維持管理、契約間の連携、前川委員からもご指摘がありました契約に関する検討ということでございます。それぞれ関連はするのですけれども、パッケージごとに意見交換をして、その上で横串を刺すようなやり方をした方が整理しやすいのではないかと思いますので、まずは「建築物の維持管理に係る契約に関する検討」のご意見をいただきたいと思えます。

冒頭に私が認識を申し上げておきますと、資料の 29 ページにベンチマークのヒストグラムがありますが、外堀を埋める提案として、前川委員の意見にも関わってくるのですけれども、要は当事者がそう思い込んでいるからどうしたらいいかというところが問題で、ここにいるみなさんはそう思っていないし、そこをどう崩していくかというところで、まずご提案のバックグラウンドとして、議論全体としてあるのは、やがてこういうヒストグラムが出来上がって、その上であなたはここですということをそれぞれの方々にわかっていただくというのが外堀としてある、ということを実務局としてお考えだということを前提に考えていきたいと思えます。福井総括補佐がおっしゃったように、率先垂範とおっしゃるのですけれども、ヨーロッパだと全部 EU のレーティングで、あらゆる建物がレーティングを持っているわけなんですよ。私はどうだということがあり、かつ裾野の方は賃貸してくれないというすごい規制がかかっているのですけれども、今、官庁の担当者も自分がどこにいるか相対的にわかっていないと思うんですよ。こういうことがあるという前提で、当事者の誤解というか、どうしたらいいかということを含めて、みなさんにご意見いただければと思いますので、よろしく願います。いかがでしょうか。

時田委員： みなさんご承知のように、温暖化については気候変動も進んできて顕著になってきており、パリ協定以来、急速に脱炭素化の方向になってきているし、建物の維持管理においてもプロポーザルが浸透しつつあります。統合管理という言葉も使われますが、ベースにはエンボディとオペレーショナルカーボンがありますね。維持管理で確認と言いますか、きちんと謳いたいのは、統合管理といっても、いろいろな分野があって、電気設備、空調衛生、エレベーター、防災、セキュリティなどをまとめて発注しているケースが多いのではないかと思います。維持管理についてもプロポーザルと呼ばれる機会があり、よく考えると大切なところに向かっているなど考え直しているのですけれども、統合管理といってもいろんな部門があるので、それぞれの部門

を押さえる仕様をまとめておかないと、そこが非常にルーズになってしまう。統合管理とは何ぞやというふうに聞こえてしまうんですね。部門ごとの押さえ方が非常に大切だと思います。

それから、前々からそういう思いはあったのですけれども、今回コミッショニングのスキームが入りましたけれども、コミッショニングとかエコチューニングとかは、非常に大切な、レベルの高い仕事なんですね。こういうところに関わる方々の社会的地位やフィーが、意外とこれまで無視されてきているのではないかなと。そういったところが合わせて動いていかないと、今の大きい温暖化の流れに対して、世の中は動いていかないと感じがしています。そういった意味では、委員会の提言でそういうところを謳ってあげるというのがひとつのきっかけになるのではないかと感じております。

野城座長： ありがとうございます。今の時田委員のお話を聞いていて、文言として落ちているかなと思います。そうだとすると、コミッショニングと言われても、地方の税務署の施設担当の人がまったくわからないわけだったりするのですけれども、標準約款みたいなものをこれから用意すべきだというくらいのことを書いて、国土交通省の方の協力を得ながら、コミッショニングの標準約款はこういうものというものがあれば、地方の出先の施設管理者も使えるようになると思うのですけれども、そういった契約のパッケージみたいなものを用意するというのが、時田委員のご発言の趣旨を踏まえると必要なと。

時田委員：そうですね。地方によっては、小規模であれば総務係長が管理しているという実態もありますし、そういうものはまとめて出せばいいという議論もされていますけれども、一方で大切な建物や大きな建物でも、コミッショニングやエコチューニングに関わる方々の社会的地位やフィーが動いているのかなと。ここが動かないと社会と経済が動かない。

野城座長： そうすると政府がそういう新しい産業を作るために、標準約款とかパッケージを作って、フィーもちゃんと払うというような、そういうことをすることによって、初めてサービサーが成長していく、という趣旨だと思いますので。

時田委員： 先生がおっしゃるとおりで、小規模な建物の、実態もよくわかりますし、また大規模な建物もそうですけれども、そういうところにも維持管理のプロポーザルが浸透しつつありますから、そういったところで今言ったような話もきちんと押さえていった方がいいのかなと。すると大きい意味で社会が動いていくのかなという感じがします。もしよろしければ三橋委員の意見もお伺いしたいのですが。

三橋委員： もっともなご意見で、私も賛成です。私自身のところでは、ビルメンテナンス協会の業者がメインなのですけれども、メンテナンスの管理契約にプラスアルファで前からエコチューニングをやっています。そういう意味で今おっしゃったようなことを我々の活動として環境配慮型の契約に活かしていかななくてはいけないなど。標準約款みたいなものがないと、なぜそういうものが必要なのかということをやなかなか理解して契約してくれない。先ほど、理由のところ、余地がないという、そこを何とか解決しなければいけないというのは同じような問題を今抱えているところで、なかなか普及していない。建築に詳しい方でも、エコチューニングは知らない方もいるというようなこともあります。今日の議論の中では、既存ストックの温暖化対策のひとつとして、非常に重要な要素だと思っていますので、これからも継続していきますけれども、今言ったことをやらないと、なかなか社会一般に理解していただけないということがあるので、今回の課題に対する答えをこの委員会でもぜひ出していただきたいし、環境省の方でも強くこれを進めていただけたらと思っています。以上感想です。

野城座長： 複数年契約とあったのですけれども、例えば小規模な建物ですと、維持管理といっても日常的な入退室管理とか、そういう保全の人たちにいきなりエネルギー管理と言っても目が丸くなってしまうので、むしろ小規模な建物を周辺 10 棟、20 棟まとめて、エネルギー管理だけパッケージで外注する方が現実性があるということでしょうかね。

三橋委員： そうですね。その方がわかりやすいですね。

野城座長： そういう想定でやるのはどうでしょうか。そちらの方がプロがいて、日常的な入退室管理や警備や駐車場の管理をしている人たちがそれを使っていただいて管理をしていただく、というやり方の方が現実性があるような感じがしますね。

三橋委員： 両方一緒にやれるのが Win-Win。特に今オフィスビルなどで、契約上でオーナーの理解を得るのが難しい。なぜこんなことをやらなければいけないのかというイメージのケースも聞いております。その辺のところを説得していくには、時田委員のご意見のようなものがしっかりあって、国レベルでもきちんと作っていただく、とても有効ではないかと思います。社会的に必要なのだと。温暖化対策が必要だということは、みなさん承知しているわけですね。ビルの場合は、その中でビジネスとの絡みも出てくると思うのですけれども、そういうところを説得できるようなものができるといいなと思いました。

野城座長： 今のお話を聞いていて、民間と違ってビルのオーナーが誰かということで、各省庁が持っているものなのですけれども、かなり多くの部分というのは財務省の理財局が持っていますよね。理財局が仕様調整をやっているということは見えているので、このメッセージは国有財産を扱っている理財局や出先の地方の財務局に届けるというのが、民間のビルオーナーに相当するのではないかと思います。その人たちが、先ほど申し上げたようなベンチマークを見て慌て始めて、エネルギー管理をするようなサービスがいれば仙台地域、山形地域でお願いしようという動きになっていくのではないかと。メッセージとして、特に維持管理となると、理財局がかなり持っていますよね。そこが動き始めると、国有の建物の中でも一番大きなオーナーだと思しますので、車輪が回り始めるかなという感じがします。

前川委員： 日本の行政機関で建物というと、建物が竣工するまでは国土交通省、竣工したらエネルギー消費事業所ということで経済産業省になるわけですよね。

2つ申し上げたいのですが、ひとつは、今回ご提案のベンチマークというのは非常にいい制度だと私も思っていて、ぜひと思うのですが、一方で、経済産業省が省エネルギー法を根拠にベンチマーク制度というのを相当前からやっておられます。そのあたりでぜひ参考にさせていただきたいのですが、30ページには「民間における活用を想定した調査内容設計」と書いてあります。くれぐれも民間事業者に新たな負荷を強いることのないように、経済産業省に出している数字でベンチマークは出来上がっているんで、環境省にも同じような数字を出すというようなことはないようお願いしたいというのが1点です。

もうひとつは、私の印象なので違うかもしれませんが、多くの場合、例えば29ページのベンチマークのグラフとかこの中で、この建物がどこにいるということは、建物管理箇所にはフィードバックされるのですが、設計者にはいかない。民間の建物でも、最近は若干違うかもしれませんが、ほとんどの場合、設計者が作って、シミュレーションをやって、エネルギー消費量はたぶんこうなりますと出すのですが、それがリアルなエネルギー消費量と合っていたかどうか検証するということはほとんどない。少なくとも私は見たことがないし、極論を言うと、そのはずでずと言ってお客さんに建物を納めた後は、設計者は本当にそのエネルギー消費量が予想どおりだったかということを検証しろと言われてないんです。結果的に、このベンチマークの数字も、自分が設計した建物が、どこにいるということを設計者は知らない。自分の設計した建物がどの程度のパフォーマンスを出しているのかということを知らないまま、次の案件に行くんです。違っていたら申し訳ないですが、たぶん、官庁営繕部も自分が設計した建物がベンチマーク上どこにいるということを日常的には知らないで、次の案件をやっているのだろうなど。このベンチマーク制度は非常

にいいことなので、建物管理箇所、財務省の理財局だけではなくて、国土交通省の官庁営繕部マターにしないと効果が少ないのだろうと思います。運用でできることは知れているので、次の物件をやる時に、ここは上手くできた、ここは間違ったとわかるようなメカニズムを、ぜひ国土交通省とも協議するようになっていただければなと思います。以上です。

野城座長： 2点目については、現実的には情報共有ということですね。ユーザーに近い方である理財局の方から、それを作ったデータを国土交通省も見ることができて、国土交通省も設計委託をした設計事務所に結果を返すような。

前川委員： そういうデータは国土交通省にフィードバックされていますか。

野城座長： まず現場で作られていないです。これからまず現場の方で、たぶん環境省の方で考えていらっしゃるのは、電気、ガスの請求書を見れば計算できるくらいの簡単な指標があって、それだったらどこの現場でもできるので、それを返していこうということですね。

前川委員： それすらなくて、今作ろうとされていて、私はそれを理財局だけではなく官庁営繕にもフィードバックすべきと思います。

野城座長： それを作った上で、官庁営繕、さらにできれば設計事務所の方にも返っていくような。

環境省： 実績を今まで収集してきたものの中だと、ベンチマークの元となるデータは集められていなかったもので、これからそれを集めさせていただいた上で、施設用途だったり、面積要件でどれくらいかということは、官庁営繕部や、理財局も含めてということになるかもしれませんが、そこは関係省庁と連携して対応したいと思います。

野城座長： 理財局の方が落としやすいですね。

時田委員： 前にも申し上げたのですが、大手のビルメンテナンス会社をヒアリング調査したことがありますが、BEMSをほとんど活用されていないんですね。データを出しっぱなしで、ほとんどデータを使っていないというのが実態で、具体的に維持管理のプロポーザルを実施する時に、先ほども言いましたけれども、分野ごとに仕様があって、それを満足しなければいけない。統合したデータを求めるだけではなくて、きちんと分野ごとに押さえなければいけないということを感じています。

それから、エコチューニングというのは非常に高度なレベルの技術だと思うし、そういう方々が認められる社会的地位や、フィー。例えば公共工事設計労務単価などはオープンになっています。その辺の格差があるのではないかという感じもしていますけれども、パリ協定から急速に進んでいる脱炭素化のスピードを考えると、そういう文言を入れておかないと追いついていかないという感じがしています。

野城座長： 宮田委員、いかがでしょうか。

宮田委員： 先ほどからベンチマークの話が出ていまして、これは非常に大事なことで、設計の目標というのがあって、このくらいの面積、エネルギー量、炭素量の目標を立てるとすると、それがどうなっていくのかというのは、設計者はやはり知っていなければいけないし、どういうふうに使われているのかというのを分析しながら改善をするということがあって、使い方と密度の問題があります。民間でよくあるのは、1,000人のオフィスを借りても、実際はその3分の1しかオフィスにいないとか、そういうことが実情であって、働き方改革とコロナで民間はかなり在宅ができています。人が少なくなると、少ない人でどうやって回していくか。今、省庁はこのくらいの人数、だんだんと少子化になってくると、少ない人数でそれをやっていくとなると、人の密度が減っていくということも考えられるのではないかと思います。その中で、どういうふう在省エネ化して使っていくかという使い方もその指標を入れていかないと、単純にエネルギーを削減ということだけではないのではないかなと思うので、このベンチマークの中に人の密度もどういうふうに変わっていくのかというのを入れながら、そのビルがどういうふうに使われているのかということと、エネルギーがどうなっているのかという2つ測ったデータができれば、非常に次のアクションが起こしやすくなるのではないかと感じました。

野城座長： 霞が関では実感がないかもしれませんが、地方の出先では今おっしゃった変化が進んでいるかもしれませんね。官署の仕事も内容によってはですね。

環境省： 働き方改革で、環境省はフリーアドレスになったりとか、一方で席付きになっているような省庁もいらっしゃると思います。

野城座長： 宮田委員がおっしゃったことを補うと、三菱地所で、このベンチマークでいくと50kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>、小さいところで設計しても、200kW っているビルがあるらしいんですよ。それは外資系金融機関で、24時間サーバーを動かしている、24時間オフィスを使っている。設計者がどれだけコントロールできるかわからないところがあるのですけれども、そういうことですよ。設計者がまったく想定していなかつ

たような使い方をされて、それで設計者が怒られても、設計者としても困るような事情というのにも確かにある。その辺をベンチマークの運用でどうしていくかということとは確かにありますよね。

百田委員： 2点あるのですが、1つ目は確認です。24ページの図なのですが、エネルギーの定量しかないが、熱量の定量は。

事務局： これは計測ポイントを例示したものですけれども、ポイントポイントで流量も測っているということです。

百田委員： もう1点なのですが、先ほど来、ベンチマークの話が出ています。ベンチマークはどうしても年間のエネルギー消費量に向いているのですが、グリッドなどの話も含めると、ピークなんですね。どれだけアンピーキーなのか。それはつまり前川委員の話にもつながるのですが、設計が過大かどうかという指標でもありますし、もっと言うと蓄熱とか工夫の余地も出てくるかもしれない。例えば、ピークの実績が何kWなのに熱源容量はその2倍あったとか、そういうことはざらにあると思いますので、そういうものもちゃんとチェックできるといいのかなど。ただ、熱源容量が倍あったとしても、防災の観点から増やしている場合もあるので、それは緒元なりでフォローするとして、それなりのばらつきが出ると思うのですけれども、基本的には大きくなっているということをサジェスションできればいいかなと思っています。ダウンサイジングの話の中で出てきていましたけれども、余談ですが、私の大学では外気温が40度になった時に冷えたら、設計ミスだと言ったんですね。そういうことはどうしても起こってしまいますので、そういうものの啓蒙にもこういったベンチマークが使えたらと思いました。

野城座長： 百田委員のおっしゃっていることは、次の議題にも絡んできますけれども、そういった実績データを、特にレベル4だとかレベル3あたりでしっかり計測してみたって、それが改修する時などにちゃんとそのデータを活かして、ダウンサイジングをしていくとか、そういうことも含めてということですね。

百田委員： 時田委員がおっしゃられたBEMSデータの活用などもすべて含めた話だと思います。

野城座長： データ資産を引き継いで、契約間の連携をします。その時に、業者がAとBだからとデータが断絶してはいけないわけですね。業者は別でも、そのデータは連動して、改修の時にはダウンサイジングに向くように。

原委員： 2点あるのですが、1点目は確認、質問です。設計の場合は、プロポーザル方式の中のうち何割ということで、その比率を高めるということになっているのですけれども、維持管理契約の場合には、全体の契約の中での比率が低いというかたちになっているのですけれども、これは何か理由があるのか。設計の場合には、プロポーザル方式以外のものは対応が難しいもので、対応できるものはプロポーザル方式なので、そのうちの比率というかたちで、維持契約の場合には、いずれの契約方式でも環境配慮契約の可能性があるので、全体の中の比率を議論している。そういうことなのでしょうか。

環境省： 設計の環境配慮契約のカウントの考え方なのですが、今年度ではなく以前の議論の中で、総合評価であったり、最低価格落札方式に関しては、環境配慮契約として新築の設計など、プロポーザルで実施するようなものとは比べ、環境配慮できる取組が少ないと考えられるため、プロポーザルであれば、設計者が環境配慮した取組を設計者のノウハウを活かすことができるということを、過去に議論したことがあると伺っております。それで、今はプロポーザルを対象に、プロポーザルの中で環境配慮に取り組む技術提案を求めて、それが出てきたら環境配慮契約だというふうに整理したということになっています。一方で、維持管理やその他の契約の状況につきましては、維持管理は平成31年に追加されたところをごさいます、包括的にいろいろな契約方式、プロポーザル方式、総合評価方式、最低価格落札方式がある中で、できるものはやっというスタイルで、契約方式に縛りをかけずに集めさせていただいているという状況でございます。ただ、中身を見ると、随意契約とか契約条件が決まり切っているようなものでやりようがないものなどは、事務局の方でも確認をしっかりとらせてもらった上で、例えばプロポーザルの中で環境配慮プロポーザルとして数えるのか、カウントの仕方はしっかり考えなければいけないというふうには思っております。そのような検討状況ではありますけれども、今は全体を対象として、そのうちの2割が実施という状況にあるということでございます。

原委員： わかりました。それを踏まえますと、現在どういう契約方式で配慮契約がなされているのかというのを把握した上で、契約方式ごとに対応を考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

2点目なのですが、複数年契約と複数年施設の一括発注が重要だと思っていて、進めていくためには、大規模なものではあるかもしれませんが、国の場合は小規模なところがけっこうあるので、特に国の複数年契約の場合には、国の会計制度の関係でなかなか難しい。ではどういうやり方をすればいいのかどうかという実施可能性の検討というふうになっているのですけれども、たぶん具体的には、国の

場合には予算が細かく決まっていて、複数年契約を仮にやるとしても予算の段階で組まないといけない。予算の段階で複数年契約になっていないと、なかなか複数年契約を運用としてできるのはハードルが高いのかなというイメージがあります。同じように、複数施設の一括発注というのも、大きく維持管理予算とあって、あとは運用で独自に柔軟にやれるということよりは、施設ごとの予算が細かく決まっているので、それをまとめるというのはなかなか難しい。仮にやるとすれば、次年度の予算でまとめた予算を作っていく、というようなことをしないとなかなかできないということになるかと思います。そういうようなことがけっこう難しいので、言うのは簡単なのですが、実際にやっていく時にどういうところをどういうかたちでやっていくのか、どういう点が問題になるのか、それに対してどういう解決方法があるのか、ちょっと細かい話かもしれませんが、といったようなところも検討していく必要があるのかなと思っています。以上です。

野城座長： 原委員、ありがとうございます。こういう合理性があるのだけれどもどうかということで、解決策そのものではないのですけれども、会計検査院の検査の立場からしても、実は複数年で契約した方が合理的だということがあるのですけれども、そういう方達と正面切って議論をした方が解が出てくるのでしょうか。何かやってしまっただけで注意されるよりは、一般論として複数年契約をした方が国の財政の支出を最小限にするという意味でも合理性があるけれどもどうだろうかという議論。そういうことを言うと不毛でしょうか。

原委員： こちらで議論するのもそうなのでしょうけれども、環境省が具体的にこのようにやっていく時にどういう手順を踏んでということをやると、それをやるためにはどこ調整をしていく必要があるのかとか、そういう予算を組んでいく必要があるということになれば、財務当局にも認めてもらわないとだめだと思います。ただ今、なかなか難しいと思いますけれども、担当省庁の維持管理の予算をひとつにまとめて、あとはその担当省庁の運用の判断ができるというようなやり方が本当に可能なのか、可能でないのかということ的前提として入れないと、今後具体的にどうやっていくのかというのがありますね。ひとつの会社でしたら、全体の予算があって、会社の決定である程度柔軟に対応できるのですけれども、一括した予算が本当に組めるのかどうか。私も役人でやっていたので、それは中々難しいのではないかなという感触を持っているのですけれども。

野城座長： 水平的な官庁同士の協議でいくと、おっしゃるような恐ろしいことになるのですけれども、やはり国全体としても、費用の点においても、GHGを減らす点においても、こういう合理性があるから、その適用の変革ができないかということ。む

しろ上の方から落としてももらえないとなかなかできない部分があるかもしれませんね。そこは大変なところがあるのですけれども、大事なご指摘だと思いますので、留意するノートとして書いておいていただいて。

成田委員、ご質問、ご意見ございますか。

成田委員： 今日のお話を聞いていて、具体的なお話はできないのですが、環境配慮契約とか、維持管理のことを考えることによって、今までの作る時代から大きく変化してきたということが如実に出ていると思います。要変化してきているのに、それに対する仕組みが対応できていないと言いますか。その基本はPDCAですが、チェックしてアクトする行為が今までほとんどなかったということです。環境配慮の中でもそれをどこまでやれるかというのは非常に難しい問題で、環境配慮の問題を越えてしまう議論になってしまうのではないかなと思います。そういうものを、2、3年で変わるご担当の方達にどこまで理解していただくか。今回チェックリストなどでわかりやすくなっていると思うのですが、ご担当の方に出す情報と本質的に議論すべき内容と分けて考える必要があるのかなという感じがしました。

野城座長： ありがとうございます。1点目の維持管理については、みなさんベースにしている意識は同じところに立ちながらご議論いただいたと思っております。一方では、目的を達成するための合理的なやり方という点においては、大規模な施設については、ここで考えているように環境配慮の維持管理契約をストレートに結んでいく。合同庁舎のような大きなところならできる。もうひとつは、数とすれば積分すると大きな地方に散在する官署、レベル1やレベル2のところをどう解いていくかというあたりについて考えると、実は今日の目的に対しては複数年でパッケージにして、少なくとも日常的な、その場所でしかできないような張り付きの警備、維持管理、入退室管理といったものはそれぞれやっていただくとして、その向こう側に、周囲の30棟はパッケージで契約されているようなバックアップの契約があるというのが合理的なのですけれども、それを今の国の制度とどうすり合わせをしていけばいいのかということが課題だと。ただし、そういった課題だということでは動けないので、ベンチマークなどをすることによって意識を変えていく。あるいはチェックリストを作って意識を変えていく。さらにデータというものをそれぞれ取り扱っていくという大切さの方も攻め口としてやっていくということが、時間はかかるけれども、制度的な改革を進めていくエンジンになるのではないかと、というあたりが、みなさんのご意見の総和ではないかなと。あと、時田委員がおっしゃった、ここを出てきたものを現場ではわからないので、約款のようなものをサービスに作って整備するというのも謳っておかないと、いつまで経っても現場の方ではわからないということになってしまう。そのようなあたりが、みなさんの意見の総和であった

ように思いますけれども、いかがでしょうか。落ちている点があれば、ご指摘いただければと思います。

成田委員： 現場の方がどこまでできるかというのが鍵だと思いますので、野城座長がおっしゃった内容だと思います。

野城座長： バックアップということですね。場所に張り付いている方をバックアップするエネルギー管理のサービスみたいなものが、リモートで 30 棟、40 棟して下さるようなかたちが組み合わされていくと現実的だという、そういう理解でよろしいでしょうか。

成田委員： はい。そういうものを積み重ねると、設計者にフィードバックする必要性とかもわかってきますので。

野城座長： 冒頭に時田委員がおっしゃった、そういうパッケージの発注をすることで、そういう人たちを育てていくというか、そういう参入者を募っていくようなことも必要なのでしょうかね。

成田委員： そう思います。

野城座長： ありがとうございます。

三橋委員： 環境配慮契約法の効果というか、私個人の感想も入りますけれども、エコチューニングの方では影響が出ているかなと思っています。千代田区、多摩市など、地方の自治体から問い合わせがあって、取り組んでいきたいというところがかなり最近多く出てきたという状況で、コロナでストップしてしまったこともあるのですが、そういうような傾向が見られますので、エコチューニングをやっている段階では後押しになっているということを感じております。

野城座長： 自治体の方がフットワークがいいかもしれませんね。  
もしなければ、今のような論点と考え方をまとめさせていただくことにします。

前川委員： 環境配慮契約法上の実施、未実施というキーワードがいくつか出ていますが、そもそも、これは環境配慮契約法上の契約ですか、そうはしませんとか、それは担当の方がどこかで宣言するものなののでしょうか。それとも後で、これはそうでしたとか、そうではありませんでしたとかマークするとか、そういう運用をされてい

るものなのでしょうか。

環境省： 実績の調査は毎年4月から6月で実施しており、設計、維持管理、改修のそれぞれの契約を挙げていただいて、その時に環境配慮契約を行ったか否かを挙げていただくということになっております。

野城座長： どうしてかと言いますと、環境省が提案された法律というのではなくて、川口順子さんをはじめとする超党派の議員が作って、実施主体として環境省がいる。今おっしゃったことを回していくためには、議員立法を作った人たちがずっとウォッチしてくださって言わないと、環境省は調査はできるのですけれども言えという命令権利はないんですよ。ある意味では、ステークホルダーとして議員の方々が代々存在すれば、我々の先輩が作った法律はどうなっているのかということ言ってくれば、環境省とすればもっとやりやすいのですけれども、権限がないので、調査されているという関係なんですね。

前川委員： そうすると、何%という数字、対象としては何件という数字が出ていましたけれども、それは環境省のアンケートにどう答えたかだけのことで、それが本当かとか、何を根拠にそう言っているのかということの追加調査があるわけではないのでしょうか。

環境省： あまりにも実施率が低い場合に関しては、環境大臣から各省の大臣に対して勧告という方法を取ることができなくはないです。

前川委員： 例えばある案件が環境配慮契約法上の契約かそうでないかは、各担当の方が勝手に決めていいということですか。

野城座長： だからベンチマークを作るしかないですねという話なんです。

環境省： 法の中では努力義務、努めなければいけないということになっております。結果の報告に関しては義務になっており、環境省に対して報告しなければいけない。努めなければいけない、の度合いに関しては、我々の立場としてはお願いする立場なので、100に近づけてもらいたいのですけれども、各省の予算の都合などもありますし、いろいろな状況を鑑みて、それぞれやられているものと。

前川委員： 定義も委ねているということですね。

環境省： 委ねざるを得ないということです。

野城座長： そういう事情の中で実行されていると理解してください。

前川委員： わかりました。

野城座長： 次に、契約類型間の連携につきまして、ご意見いただければと思います。先ほど百田委員からデータの連携と活用というお話がありましたが、その他にも大事なことがございますので、ぜひご意見いただければと思います。

絡んでくるのは、データ計測をするというような業務もあり得るんですかね。センシングをして、モニタリングをして、実際に BEMS のように制御するかはともかく、計測サービスというのは想定されていますか。

環境省： ビル管理と合わせてではなくて、別に計測業務として。

野城座長： 大きいものは同時にやっているわけですがけれども、出張所などの建物ですね。

環境省： BEMS を設置されているかどうかということも、非常に重要なのかなと思います。

野城座長： 微妙ですね。

環境省： 設置されていない施設の場合だと、ひとつあたりのエネルギー消費量の確認というところはコストがかかるのかなと。それだったら付けた方が早いという話も出てくると思いますし。

野城座長： それも、そういうサービスをどうやって育てるかになりますけれども、計量に厳密さがなければ、それなりの安い流量計を置いて計測できるようなスタートアップ系のサービスが出てきているので、計測くらいはやろうと思えばできるわけですよ。それを使って、コマンドを送って、空調を動かすとなると、それはステージが変わりますけれども。百田委員、どうなのでしょう。計測というのは、やろうと思えばできるのでしょうか。

百田委員： 以前も申し上げた気がするのですが、BEMS データを現地での運転員が解析していくというのはなかなか難しいところがあるのではないかと。データだけを外に開示して、入札形式で、業務としてコンサルをすると言いますか、そういうものを

業務として一本立ちさせるというのは今後考えていかないといけないのではないかと  
いうふうには思っています。

野城座長： データコレクションがない暗黒領域がそういうことなのだけれども、そもそも  
BEMS が使われていない状況なので、BEMS が入っている建物についても膨大にあり  
ますから、それについてはデータ解析をしてあげる。そのサービスとコンサルテ  
ィングが各契約類型をつなぐ糊になっていくかもしれませんね。そういうところで  
分析するからこそ、今度はどういう手を打つかないかということ。

百田委員： ビルメンテナンス会社だけではなく、そうではないマーケットができてくるか  
もしれない。それがコミッションングのマーケットになるのかもしれないし、ESCO  
のマーケットになってくるかもしれないし、ただそこはセットではなくて、分離す  
るというところがマーケットを広げるという意味でいいのではないかと。

野城座長： 結果的にはエコチューニングや ESCO の案件を増やしていくことになりませ  
ね。

環境省： データを回していくための市場を作っていくというところで、可能な仕様、モデ  
ルケース、どのようにやっていくかということをしっかり考えていく必要があると  
思います。国の機関の中でもやれるものを見つけて、先ほど関係各省の調整とい  
う話がありましたけれども、それとリンクして進めていくしかないのかなと事務局と  
しては思っております。

野城座長： BEMS データを活用して解析して、それをベースにライフサイクルの、今用意  
しているパッケージのそれぞれの契約間をつないでいくという点は、ぜひ書いてい  
ただきたいと思います。それを書いていただいた上で、今おっしゃったような課題  
をどう解いていくかという順番で考えられたらと思います。

赤司委員： 今日はそちらに行けず、前回もお休みしてしまいまして、申し訳ありません。  
今までのご議論を聞いていて、まったくそのとおりだと私自身思っております。計  
測の問題は、ベンチマークの話とかなり関連するものと思います。計測やベンチマ  
ークは、発注者がある目標を定めて発注する、あるいは改善するというストーリー  
の下で進めていかないと、先ほど百田委員がおっしゃったような業務として一本立  
ちさせるというところにつながっていかないと。車の両輪のように、非常に密接  
につながった問題を我々は解かなくてはいけないということだと思えます。  
BEMS も今使われていないものがたくさんあるわけです。そもそも、なぜ発注者が

そのお金を出しているのか。使うか使わないかわからないままお金を出して購入し、それが全然使われないままになっていても問題にならないというところが、日本の建設業の根本的な課題があるような気がします。計測について言うと、PDCA サイクルを回すには、ある程度密度の高いものにしていく必要があります、それも一つのバリアです。例えば建物 1 棟の月積算の電力量のデータがあっても、当然のことですが PDCA は回せません。建物の中の何がエネルギーを浪費していて、ここをこのように改善すべき、というような判断は、建物 1 棟丸ごとデータを取ったくらいではわかりません。全く計測しないのは良くないので、一部だけ計測するケースは多いと思います。例えば、同じような部屋が 10 部屋並んでいて、それに全部センサーを付けるのは費用がかかるので 1 つの部屋を代表的に計測するといった場合、その 1 つの部屋の計測で 10 部屋の全てを計測しているつもりになるわけですが、結局それでわかるのは 10 分の 1 です。ある程度高密度にセンサーを導入していかないと費用対効果が上がっていかないという特徴があります。ですので、中途半端に計測をしても結果的に効果が出ませんので、その場合には計測にお金をかけても意味がないと発注者に思わせてしまうという問題もあるのではないかと思います。そうだとすると、これを目標にして、こういうことをここまでやる、といった、強いモチベーションを発注者側に持たせることをどのように生じさせるのかということが大事だろうと思います。香港では日常のエネルギーデータを取って省エネしていくことが一番費用対効果の高い方法だということを、政府もわかっているし、発注者もわかっているので、運用時の省エネがどんどん進んでいるようです。あと、オーストラリアでは、政府の建物のエネルギー消費の実績値をオープンにし、それを NABERS という環境性能の総合評価ツールで評価しているようです。その結果、省エネへのモチベーションが働き、そのビルに合ったチューニングや最適化が図られていって、結局エネルギー消費が 40%も下がったという成果を出しています。そういうことが世界では普通のことになってきています。日本もキャッチアップしていかないと、その面で大きく遅れてしまうという危機感を持っています。

野城座長： 赤司委員、ありがとうございます。百田委員がおっしゃったサービスを作るためには、今日話しているところでは、ある意味では政府が最大のクライアントですので、補助金をあげる必要はなくて、そういう仕事を発注すれば、その仕事ができいくという意味で、補助金を出すというよりはこういうサービスを買ってくださいという趣旨で先生方がおっしゃっている。それが新しいサービスを生んでいくという。手段としては、付けているだけの BEMS みたいなものがあるから、それはだめだということと、もうひとつは赤司委員がおっしゃったように、暗黒領域が広いので、ベンチマークで、全体として見れば、こんなところにとんでもない話があったといった時には、ちゃんと適切な密度で計測をして解析をしていく必要がある。

そうしたデータコレクションについてもサービスを起こしていく。あるところは解析だけでいいのですけれども、あるところはそういったデータコレクションを適切にやっていくためのサービスというものを買っていく。そのようなことで理解すればよろしいですか。

赤司委員： まとめていただいて、ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。

野城座長： そのような趣旨のことを載せていただくと、それが契約間の有機的な連携というか、建物についてライフサイクルでつながっていくと。それがベースに流れているからこそ、日常ではこうで、解析する時はこうで、というかたちで流れていくというようになるということ。その点をぜひ今日の資料に足していただいて、新しいサービスを作るための買い手になるというような、そのための環境配慮契約法だということ、ぜひお願いいたします。

それでは、契約に関するその他の検討ということでございます。これについては、前川委員からのご提案の中の1点というのは、ベンチマークをしていって、その素地ができていくと、当然のことながら、ねじを1本作りましたということではなくて、アウトカムとしてはパフォーマンス契約だということになるので、例えばということで、パフォーマンス契約という文言を入れていただくといいのではないかなと思います。ベンチマークの絡みで、それが続いていくと、だんだん官署の発注者のみなさんもデリケートになっていって、今はこうだけれどもこうしてほしいといったようなことをお願いします。その間としては、ベンチマークの間に、今日お話したような、データの解析をするサービスがあって、そういう流れの中で、ある改修を起こす時にはアウトカム型でやっていきたいと思いますという、例示として、資料3をご参考に作っていただくといいのではないかなと思いますけれども。

環境省： 解説資料の中では、総合評価、プロポーザルなどと、類型として契約方式の例を記載しているという状況でありまして、そこに列挙するというイメージよりは、効果保証というパフォーマンス契約というものが例としてありますというもの。その中で1点伺っておきたいところとして、ESCO事業の中にも、例示的に、一定の保証をした契約に対して性能が担保できなかった場合に減額する方法だったりとか、契約を変更する方法というのが記載されているものはあって、その書きぶりとの兼ね合い、テクニカルな話ですが、このあたりはご相談させていただきたいと思っております。

野城座長： そこは各論なのですけれども、大きな方針としては、空調機のクーラーを買っ

ているのではなくて、ダウンサイジングすることによってエネルギーの使用を減らすことがアウトカムなので、そういう基本的な考え方を、総合評価など既存のものにも入れていくという趣旨で入れていただくといいのではないのでしょうか。その上で、リスクを小さくといった、そこまでは政府の文書に書かなくてもいいかなと。リスク分担をどうするかということは、ノートとしては書いておく必要があるかもしれないですね。民間でもありますよね。

前川委員： 今の法律上の ESCO の定義も効果保証をさせているわけですね。削減保証金額が達成できなければ保証する。それをカーボンニュートラルにふさわしい温室効果ガスの削減についても契約上のアイテムにするというのが考えられます。ということ、できるだけ上位のところに書いておいて頂きたいと思います。

野城座長： エコチューニングの場合だとすると、そこまで拘束できないから、その辺のリスクをどうするかというようなことは各論としてあるのですけれども、運用のために知恵を出したことに対価を得られるというのが大事だと思いますし、少なくとも空調機を買うのではない、パフォーマンスの改善を買うという考え方が大事だということは、どこかに書いておいた方がよろしいのではないのでしょうか。どうするかというのは事務局の方にお任せすることにいたします。

宮田委員： 既存の建物の改修の時に、今温暖化で日射の影響が大きいので、おそらく建築的なサポートも一緒に抱き合わせでやった方が効果が高い場合があるのだと思います。窓の断熱化工事とか、日射制御をする何かを入れて、それで空調機を小さくすることによって能力を下げ、全体のエネルギー量を削減していくということで、大きい機器を入れてしまったら効率の問題などいろいろあるので、やはりダウンサイジングできるかどうかというのは、日射制御など建築の配慮も必要なのですけれども、それを抱き合わせでお考えになって出すような考え方なのではないでしょうか。設備だけに限ってということか。

野城座長： 今は解説資料に書いていないので、どこかで囲み記事的に書いておいた方がいいかもしれませんね。

宮田委員： その方が将来的に省エネ、脱炭素に向かっていくのだと思います。

野城座長： 2つの常識ですね。百田委員がおっしゃってくださった言葉、間違っていたら教えてください。私の感覚だと、みんな足りないといけないから、怖いから、設計者が安全側にかけていくと、実際に運用してみると、負荷率が容量に対して 50%を

切ると。それは3ナンバーの車が路地を走っているような状態になってしまいます。だからそれをトップギアで走るためには、5ナンバーにするようにしなければいけないということ。そうすると、もしかしたら年間2、3日暑いかもしれませんけれども、そのあたりも適切なことをしていくとともに、ダウンサイジングするためには、ダイキン工業には悪いけれども、ダイキンの方の浮いたお金を日射遮蔽などに回した方が、総合的には同じお金でもっと賢くできるという、そのあたりの囲み記事的なものがガイドラインにあると、みなさんわかってくださるかなど。

時田委員： 最近現地を調査してみてわかるのは、外部ルーバーの使い方で、日射をカットして、日照を取り入れる。しかも意匠的にも体裁のいいもので、工夫されている例を見かけます。そういう動きになっていくのではないかと思います。

野城座長： 夏は嫌だからはじく、冬は逆に暖房の足しに積極的に入れるというふうにルーバーを使っている例が多くなってきています。大きいですね。

時田委員： 意匠的にもうまく作っていますね。

百田委員： その辺なのですが、新築だと建築費の話になってくると思うのですけれども、建築費を安くあげるには、建築の方を弱くして、設備でカバーした方が安くなるんですね。なので、建てる人の手柄は、安くした人が手柄になるんです。ただ、ライフサイクルコストで見ると、圧倒的に窓とか断熱を強化した方が、イニシャルは高いけれどもライフサイクルコストは下がるんですね。なので、手柄がその人にいかないという、建てた人はお金を使って悪者になってしまうという、この世の中を少し変えていかなければいけないなと思っています。

野城座長： 今おっしゃっているルーバーなどですと、耐震改修をする時に大体窓を剥がすので、その時だとすると、工事金額の振れ幅の中で十分ルーバーを入れられるくらいの感じなのですか。

百田委員： 減価償却を考えると、設備を増やすよりも建物側でお金を使った方が、お金的にも絶対いいとは思っているのですが、なかなかそうはいかないという。

野城座長： 前川委員がおっしゃっている現場の意識改革だとすると、関係ありませんと言っている人たちに対して、耐震改修なのだけでも、その時についてルーバーを付けたらこんな効果があったということが出てくると、意識が変わってくるでしょうね。

百田委員： すみません。問題提起でした。

赤司委員： 今のような話はおっしゃる通りだと思いますが、オーバーサイジングも、建築や設備の話も、結局何を目標にしているのか具体性がはっきりしていない、というのが大きな問題のような気がします。ここでは公共建築物を対象にしているので、まさに先鞭をつけるというような意味で、発注者がこの建物はこういう性能を実現するんだ、設計だけでなく実際の値として実現するんだ、という目標を示すようにできないかと思います。もちろん、必ずしも専門的な知識を持ち合わせていないと思いますので、その場合はコンサルティングを入れなくてはいけなくなりますが、発注者側から目標を示すことが大事で、それがあれば関係者で合意していくことになり、あとでクレームが来ても誰かが責任を取らなければならないというような話にはなりにくいと思います。情報分野の方に聞くと、必ず責任を分散し、全体で合意しながら仕事を進めるということのようです。その点、建設業はまだそのようにはなっていないようにも見えます。何かそのような仕組みをこの中で少しでもできないかと思います。

野城座長： 今のお話のポイントは、ひとつはカーボンメトリックと言いましょうか、延床面積あたりなり、人ひとりあたりの GHG を出すのが共通言語になって、それを発注者が気にしていて、新築でも改修でも、それをベースに発注していくという世界を作り上げるといいのではないかというご趣旨だと理解しました。

赤司委員： 発注者が頑張る必要がありますね。

野城座長： これからみなさんデータを取り始めると、この建物はこれくらいあるはず、これくらい頑張らなければいけないという、それでみなさん発注していくということですよね。

赤司委員： そうです。いろいろな人の話を聞いたり、いろいろな国の状況を聞いたりしていると、日本とはかなり違いますね。

野城座長： そう思います。一般市民というか、非専門家でも、みんな物差しのことを話題にしているのだけれども、日本だと建物でどれだけ出しているかというカーボンメトリックみたいなものは全然話題にならないし、共通の物差しになっていません。それをまず政府関係からしっかり作っていくというかたち。少なくとも政府の建物のオーナーは。

赤司委員： ぜひそのように転換していいってほしいと思います。

野城座長： その物差しでみなさんが事を進めると、今日のような話がちゃんと流れていくというふうに理解すればよろしいのではないのでしょうか。

宮田委員： 今日は運用のことですから、設計のことはあまり言わなかったのですが、ヨーロッパの人などが言っているのは、日本の建物の建設の炭素量が大きすぎる。それは何かと言うと、日本は大スパン構造で超高層が好きだから、ヨーロッパに比べたら倍以上の鉄骨を使っていて、なぜあんなことをしているのですかという。そういう基準をある時作ってしまったのですけれども、脱炭素に向かう時というのは炭素量の少ない建物を作らなければいけない。だからヨーロッパは木造で作ったり、鉄骨で作る時もあるのですけれども、スパンは適正スパンしか使わないんです。既成部材の小さい部材で。でも面積はちゃんとできる。ところが柱があったら、昔はレイアウトができない。でも今のオフィスランドスケープは自由なカタチで作りますから、柱があっても全然問題ないし、柱も小さくなれば、6mごとにあっても30cmの柱であれば全然問題ないんですよ。やはりその概念から変えていかないといけないので、そういうことを発注者側が理解した上で、大スパン構造とかそう言わずに、適正な鉄骨量で。それが炭素量も少ないし、コストも安くなるし、予算も少なくなるということになって、いいことだと思うのですけれども、そこも考えていただければと思います。

野城座長： 宮田委員がおっしゃったことを補うと、スパンで鉄骨量が多くなるだけではなくて、実はそういうところはバージンの鉄なんです。普通のオフィスビルだと日本は電炉が回っていますので、電炉もそれなりにエネルギーを使っていますけれども、バージンに比べれば全然。ボリュームが減り、かつ電炉鋼で回していけるという意味だと、かなり違いますよね。そういう意味でも、この建物はどれだけのCO<sub>2</sub>を背負っているかということをもみんなが物差しとして比較し始めると、急にそういう意識が出てくるので。今そういう物差しがないから、やたらと大スパン構造が平然と作られていると。そういうことですよね。

宮田委員： そうですね。

野城座長： ビルのオーナー、維持管理をしている人たちを中心に、また設計、施工する人たちに物差しとして流通させていこうということが、連携をうまくしていくということで、どこかに加筆いただければと思います。

契約に関するその他の検討ということですから、前川委員の2つ目の提案も、今のことを含めて考えますと、当事者の啓蒙ということになってしまうのですけれども、要するに、当事者が関係ないと言っているのだけれども、我々から見れば関係があるのだけれども関係ないと言っているのはどうしてなのかということですね。

前川委員： それを許さないようにと言ってもらいたいということです。

野城座長： 私の方からお願いがあるのは、環境省は非常に小さい役所で権限もないので、むしろどうしているかということ公表するということの方が、かえってきくわけですね。そういう意味では、こういった環境配慮契約法の取り組みをどうしているかということディスクローズしていくようなかたちで、チェックするような、工夫していただくということで、引き取らせていただいてよろしいでしょうか。

前川委員： はい。

野城座長： 趣旨としてはそういうことだと思いますので。

環境省： 先生がおっしゃったとおりだと思っております。

野城座長： すみません。権限がないなど失礼なことを言ってしまって。

野城座長： 3つの項目について、みなさんとひととおりのご意見をいただけてきましたが、確認いたしますと、維持管理の契約に関する検討、契約間の連携、契約に関するその他の検討の3つの柱でご議論いただきました。みなさんの方で、他にご意見、ご質問がございましたら、お願いします。特にございませんか。それでは3つの検討を終わらせていただいたということで、検討スケジュール、その他について、事務局からご説明いただいて、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

## (2) 検討スケジュールについて

環境省：(資料3説明：省略)

前川委員： 冒頭ご説明があるかと思ったのですが、8月の1回目の議事録の配布が10月になったというのは、どうして事務局からご説明がないのかと思っておりましたが、いかがでしょうか。

環境省： その点につきましては、事務局と環境省の調整の中で、連絡調整が不足していた部分もございまして、環境省の確認が少し遅くなってしまったということもございました。その点で、全体を通して議事録の送付が遅くなりまして、大変申し訳ありませんでした。スケジュールの期間として、本来であれば本日までに第1回の議事録も含めて確認していただくべきところだったのですけれども、並行しての実施になったことを、この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

### (3) その他

環境省： 本日熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。野城座長からもお話があったとおり、最終的な検討会へのご報告、最終的な今回の資料の修正に関しましては、野城座長にお願いしたいと思っております。

野城座長： ご一任いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

環境省： 野城座長には11月の第2回基本方針検討会に出ていただきまして、ご対応をお願いできればと思っております。それでは以上をもちまして、第2回環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会は終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上